平成29年度第1回 葛飾区男女平等推進審議会 議事録

日 時:平成29年7月12日(金)午後2時~午後4時

会 場: 葛飾区男女平等推進センター 3階洋室A

出席者:上田委員、戒能委員、大山委員、黒﨑委員、坂井委員、櫻井委員、しま委員、 杉江委員、須能委員、千田委員、津村委員、長澤委員、向山委員、山邊委員、 谷茂岡委員、柚木委員(五十音順)16名出席

事務局:赤木総務部長、柴田人権推進課長、加藤男女平等推進係長、男女平等推進係員1名

議 題:

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果について 資料1

(平成29年3月31日現在)

- (2) 第4次男女平等推進計画進捗状況調査報告について(平成28年度分)資料2
- (3) 平成28年度男女平等推進事業実施報告について資料3
- (4) その他

<事前送付資料>

- ・資料1 政策・方針決定過程への女性の参画状況調査(集計表)他
- ·資料 2 第 4 次男女平等推進計画 平成 28 年度進捗状況調査
- ・資料3 平成28年度男女平等推進センター事業報告

<当日机上配布資料>

- ・広報かつしか 6/25 号 男女共同参画週間特集記事
- ・ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業リーフレット
- ・女性のリーダー養成講座「女性が考える防災に強いまちづくり」チラシ
- 「女性の働き方とキャリアアップを考える~働き続けたい職場づくり~」チラシ
- ・夏休みわくわく企画!「働くママ・パパ応援講座」チラシ
- ・区があなたの企画をサポート「一緒に『企画講座』しませんか」チラシ
- 1 開 会

2 議 題

- (1) 政策・決定方針課程への女性の参画状況調査結果について 事務局より、資料1について説明
- 会 長:ありがとうございました。4次計画での2つの目標は、女性数ゼロ委員会の解消を目指すということと、総委員の3割を女性にするというものでした。しかし、女性数がゼロの委員会が附属機関に2つ、区長の私的諮問機関にも1つ残っています。総委員の3割という部分は、3割近くにはなったけれど、まだ達成できていないということで、その

要因として考えられることなどをまとめていただきました。どうぞ、ご意見やご質問が ございましたらお出しください。はい、どうぞ。

- 委員:今、事務局のほうから、女性委員を増やすメリットを説明して、さらなる女性登用を目 指すというお話がありましたが、各委員会に説明や依頼をする際には、どのようなメリ ットがあると伝えていますか。
- 事務局1:多様性が求められている昨今で、男性がその多くを占める委員構成では、様々な意見を 収集し切れなかった、反映できなかったという反省点があるはずです。それに対して、 委員会の女性比率を増やすことで、多様な委員会運営、また多様な意見を収集できると いうメリットがあることをお伝えし、各委員会に多様性を持っていただきたいと説明し ているところです。
- 会 長:事務局のお考えをご説明いただきましたが、委員としては、どんなメリットをアピール したらよいと思われますか。なにかアイデアはありますか。
- 委 員:メリットというのは難しいかもしれませんが、例えば、LGBTや多様性の話であれば、 アメリカで言えば黒人の問題など、背景となる文化や土壌があるのでしょうけれど、今 の日本の場合は、緒についたところぐらいかなと思いますので、そこが大きな違いかな と思います。

具体的なアイデアと言われるとすぐには出てきませんが、ただ一つ言えるのは、女性の 就業率は、日本は66%、アメリカは61%なので、日本のほうが女性は仕事をしています。そういう意味では、30%を掲げたことはすごく意義があったと思うのです。ただ、一部上場会社における女性の管理職比率は、日本は2%しかありませんが、アメリカは30%、ヨーロッパは40%もあります。30%目標を降ろせと言っているわけで はありませんが、女性が働く中で社会の中心となったり、何かできる部分で働けるような部分をどうしたら出していけるのかというところで、もう少し、道を考えたほうがいいのかなと思います。

- 会 長:ありがとうございました。30%というのは202030で一旦は掲げていたのですが、 なかなか達成できないということで、国レベルでは足踏み状態かなと思います。やはり 意思決定過程に女性がもっといなければならないということで、防災分野における女性 の参画などは、この計画をつくったときも、みなさん実感として受け止めていただいて いたと思います。ほかにご意見は。はい、どうぞ。
- 委員: 行政委員会の合計目標値が、28年度末目標値では19%であったところ、33年度目標値では15%に減っていますが、これはなにか理由はありますか。
- 事務局1:まず行政委員会については、例えば選挙管理委員については、首長が指名して議会の選任同意を得て決めていきます。ただ、議会の中から選挙を経て決められるということで、

首長の思いだけではなかなかうまくいかない。特に各議会会派等の順番等さまざまな諸条件があるということで、こういう部分に関しては、区議会事務局にも要請をしたり、または選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局などなど、さまざまなところに要請はしているところですが、なかなか一遍に決まるという話にはなりませんので、目標値としてはちょっと数値が下がってはおりますが、現状の数値以上は目指すという意味で15%となっているところです。

- 会 長:よろしいですか。
- 委員: ありがとうございます。行政委員会の部分を見ると、何となくすべての委員会に一人ずついればいいと考えているように思えてしまって、クオータ制のような、女性の割合を必ず決めるなど、そういった仕組みづくりも大事だと思っています。
- 会 長:そうですね。確かに選挙管理委員会や農業委員が女性比率を増やすことが難しいことは わかるのですが、28年度の達成値が、そのまま5次計画の目標値になっているところ は、実際の働きかけとしては可能な限りやっていただければと思います。ほかにご意見 やご質問はございますか。はい、どうぞ。
- 委 員:女性委員の目標値3割は異存はないですし、ぜひ積極的に進めていただきたいと思いますが、あくまでもこの審議会の趣旨は男女平等推進ですよね。私が少し気になったのは、区長の私的諮問機関の中で、消費生活センター運営会議が女性が6人中6人で100%なのです。これはこれで、アファーマーティブアクションが少々行き過ぎというか、男性も入って意見も言えるような状況になっていないと真の男女平等とは言えないのではないかということで、男性も増やしてほしいと思います。
- 会 長:ありがとうございます。いかがですか。
- 事務局1:結果としては100%という形でございますが、最近、消費生活センター運営委会議の中では、男性委員も少し出てきそうな雰囲気であるということは聞いています。極端なことを言いますと、今回の私どもの男女平等推進審議会も82%ということで、本来は各委員会が6割・4割ぐらいの中におさまるというのがいいのかなと思っております。
- 会 長:よろしいでしょうか。今の問題は、アファーマティブ・アクション、ポジティブ・アクションのこともありますが、性別役割分業の問題が非常に大きく、消費者といえば女性という固定観念が働いていて、これは行政の側にも無意識にあるかもしれませんよね。そういったこともお考えいただくとよいかと思うのですが。どうぞ、ご発言を。
- 委員:女性の参画については、まだまだ十分ではないものの、長年かかってここまでやってきました。それで今、20数%にまでなったわけですよね。葛飾区は他区に比べたら、女性が比較的多く入っているほうです。今の消費生活センターの場合は、消費者問題に取

り組んでいる登録団体がないということと、運営会議に出てこられるのが女性ばかりなものですから。男性が来れば入れます。女性の参画については、それぞれ皆さま方が地域の団体、町会などでできるだけ役員になっていただいて、その推薦の中に入り込むようにしていかないと、いくら行政から言っても地元にいなければ推薦できませんので。できるだけ女性も遠慮しないで地域のことをやっていただくと女性の参画率は上がっていくのではないかと思っています。

- 会 長:本当にそのとおりだと思います。ちなみに東京都全体としてはどのような状況でしょうか。
- 事務局1:最新のデータは東京都が集計中なのですが、今わかっているものでご説明いたしますと、 審議会等の目標値については、千代田区は40%としているところ、実際の数値は32. 6%です。また、文京区でも同じく40%としていますが、実際は26.6%です。少 し高いところですと、目黒区が目標50%に対して実際の数値が36%、杉並区が目標 39%に対して実際の数値が34.6%。そういう意味では、葛飾区の28%近くは、 中段上位ぐらいのところに位置しているのかなと思います。
- 会 長:ありがとうございます。他にご意見などございませんでしたら、次の議題に進みたいと 思います。
 - (2) 第4次男女平等推進計画進捗状況調査結果報告について
 - (3) 平成28年度男女平等推進事業実施報告について 事務局より、資料2、資料3ついて説明
- 会 長:ありがとうございます。ご質問やご意見がございましたら、どうぞ。
- 委 員:資料2の1ページの3番「葛飾区職員次世代育成支援計画第二期に基づく仕事と生活の 調和の推進」内に記載のあります「管理監督者を対象としたワーク・ライフ・バランス の啓発活動」について質問させていただきます。内容的には管理監督職を含む43名と なっていますが、対象は管理監督者に限定していらっしゃるのでしょうか。確かに管理 監督者への意識づけは大事ですが、実際に実践していく全ての職員の方たちが、その意 識を持って実践していかなければいけないと思いますし、また、管理監督者がどのよう に考えているかということを、例えば子育て世代の方たちがわからないと困るので、意 識の分断のようなものがないほうがいいと思います。
- 事務局1:ワーク・ライフ・バランス研修については、次世代育成計画の第2期で初めて標ぼうしました。男性の育児休業の目標値としては100%を掲げており、バブル世代も多い管理監督者が、子を持つ職員のことやワーク・ライフ・バランスに関する理解を深め、職場のマネジメントをしなければならないということで始めたものです。受講率は対象者の半数ほどでしたが、参加者からも大きな反響がありました。ただ、意識のバグという

のは非常にありますし、気をつけなければいけませんので、引き続き、受けなかったメンバーに受けてもらうことや、この監督者を係長級などの下のレベルに落としながら、 男性も育児休業を基本的にとっていいんだという認識のもとで仕事ができるマネジメントができるような職場の雰囲気づくり、知識を育てていきたいと考えております。

会 長:今のワーク・ライフ・バランスについて、何かご意見はございますか。葛飾区の職員全体の中で、例えば指標としては育休の取得率というのがあるかもしれませんが、ほかに どのような指標の設定やお考えがございますか。

事務局1:平成29年度の女性の職業選択に資する情報の公表というものを人事課でやっておりま

して、計画策定時点では56.5%が女性ということでした。今年度の集計データでは、57.9%まで増えているということです。また、平均継続勤務年数、男性が長くて女性が短いという事例がございましたが、葛飾区の場合は男性職員18.1年に対して女性が18.8年ということで、女性のほうが長く勤続されています。 先ほど私が申し上げました男女別の育児休業の取得率ですが、女性職員の100%に対して、男性職員は6.7%ということで、まだ格差があります。男性職員の中で、育休をとりたいと声をあげることをためらう職員もいるということですので、そこはできるだけすくい上げていくような方向にしていきたいと思っています。配偶者の出産支援に関する休暇の取得は82.2%という状況ですので、ここからどんどん広がっていけばいいかなと思います。育児参加休暇も64.4%というような数字が出ています。加えて、超過勤務の縮減など、有給休暇の取得日数の増、女性管理職の割合の増などという

会 長:女性職員の新規採用割合が57.9%ということですが、その場合の職員というのは、 正規職員以外も含めた数字なのでしょうか。

のが公表の対象になっています。

事務局1:これは正規のみです。ただ、一般行政職のほかに福祉職、特に保育士さんなどもいらっしゃいますので、職員全体の構成も、やはり男性職員より女性のほうが多くなっています。

会 長:行政職の中での女性の割合や、管理職における女性の割合について、区役所が先進的に 取り組んでいると、民間企業に同様の働きかけを行う際に説得力を持ちますので、もう 少しそういったデータを出していただければと思います。ほかにございませんか。はい、 どうぞ。

委 員:11番の「保育園の多様な保育サービスの充実」内に記載のある認可保育所についてで すが、これだけたくさんできて非常にうれしく思っていますが、これは全て民間の保育 所ですか。

事務局1:そうと聞いております。

- 委 員:ここで仕事に充足していらっしゃる方は、トータルでどのぐらいの人数になるのでしょ うか。
- 事務局1:その数は、ちょっと今私のほうでは把握しておりませんでして、新聞情報で恐縮ですが、 葛飾区では待機児童数が70数名という状況で、全国でも20番目ぐらいに多いと聞い ております。
- 委 員:これだけ保育施設ができても、まだまだ足りていないということですね。待機児童数は 減っているのですか、逆に増えているのですか。
- 事務局1:需要数というのは毎年のように増えておりまして、なかなか苦戦をしているところです。
- 会 長:区による取組の違いなどは、皆さん大変敏感なところだと思いますが、若年世代という か、子育て世代の流入が多いということも背景にはありますか。
- 事務局1:若年層、ご家族連れの転入は増えており、区の人口統計上も、かなり増加基調になっています。
- 会 長:わかりました。ほかにご意見はございますか。
- 委員:14ページの施策の方向3「相談の充実」の項目について申し上げます。37番「女性に対する暴力相談」は人権推進課でなさっているものですね。そして38番「婦人相談」は東西生活課で、DV相談件数は260件あったということです。39番「母子相談」は子育て支援課で、DV相談件数223件。そして40番「24時間電話相談」は高齢者支援課で、高齢者の虐待防止ネットワーク事業ですので、家庭内でのDVが含まれていると思います。また41番の「外国人生活相談」の中も、配偶者からの暴力被害に対しては、関係機関と連携を図り対応すると記載があります。このように窓口たくさんあるのですが、すごく手厚いと思う反面、どこへ行っていいかわからない。例えば足立区では、子どもが虐待されたときに、警察、学校、幼稚園、区役所などの人たちが一つになって支援を行うということを聞いたことがあります。葛飾区でもそういった横のつながり、連携みたいなことができないのかなと今ふと思いました。その点は
- 事務局1:配偶者暴力支援センターを設置したのが平成26年4月です。DV防止関係機関連絡会では、今ご指摘いただきましたDVに関連する各課、警察や医療関係等も含めて連携会議を行っております。実際の相談においては、例えば、まず人権推進課のDV相談に被害者の方が来所された場合で、速やかに保護が必要な案件であれば、一時保護担当の課に連絡をとってご案内するなどの連携を行っております。夜間の場合は警察署をご案内しております

各課の皆さんはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

委 員:わかりました。ありがとうございます。あと、婦人相談という名称についてですが、これは女性相談に変えるというお話を以前伺っていたと思うのですが。

事務局1:お手元の資料は、第4次計画の実施状況に関するものでして、第5次計画では女性相談に変えております。

委員:わかりました。ありがとうございました。

会 長:今、委員がご質問された各機関の連携というのは、とても重要なご指摘だと思います。 年に1回の協議会を行っていることはわかりますが、被害者対応を行う際の話として、 福祉や就労、高齢など、非常に総合的ないろいろな問題を含むのがDVだと思います。 個別の手続きを行う都度、本人が複数の部署を渡り歩くことになったり、また、どこに 行っていいのかもわからなかったりするよりは、DVセンターが中心になるような仕組 みづくりがあるといいと思うのです。これはどこの自治体も抱えている話で、男女平等 の部署と福祉が別々に対応を行っているという問題があります。本人があちこちに行く のではなく、それぞれの部署の担当者が相談者のところへ来られるような仕組みを整え ることが、配暴センターを立ち上げた意味だと私は思いますので、そういう方向でご検 計いただけると相談員や当事者が困らないと済むのかなと思います。

会 長:配暴センターの相談というのは人権推進課の相談になるわけですよね。

事務局1:そうです。

会 長:今、弁護士のお立場から法律相談の現状をお話しいただきましたので、その点をぜひご 担当の方々にヒアリングしていただきたいですし、ほかの自治体で、どのように連携の 仕組みをつくって動いているかということを参考にして、検討していただければと思い ます。 事務局1:庁内での連携については常に深める努力はしているところです。また、23区内の配暴 センターは、11区程度しかできていないのですが、その中でも、中心的に配暴センタ ーとして一つの組織を回しているというのは、港区さん1区だけです。あとの区はほと んど板橋区さんと同様の形で、各区がオール区役所で各部課が協力し合う連携体制をと っていると聞いています。今後も連携を深めて、機動的に動くべきだと思っております。

会 長: それでは、どうぞ。

委 員:21ページの57番「児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進」のところで、28年度実施内容の一番下の「宿泊学習の事前学習などの機会を活用し、実施」というところについて申し上げます。私が子どものときは、5年生くらいに、課外授業などに行った際に女子だけ集められて、生理について教えてもらい、サニタリーグッズが配られるということがあったと記憶しているのですが、今は女子だけではなく、みんなで一緒に学習する場ができているのでしょうか。

事務局1:詳しい状況については、すみません、把握しておりません。このことについては、教育委員会指導室が担当しておりますが、かつては、女子に対して生理のことを教えている間、男子には校庭に行って遊んでもらうというパターンが多かったと聞いております。私たちの世代もそうでした。それに対して、冷やかし半分で男の子が残っていたりということに対して、その男の子に、君たちはこの知識を得たら女性を守るためのトップリーダーとして頑張ってくれよという意識づけをしてやったら、にやにやしていたのが真面目になって聞いてくれたという指導があったというような事例もあると聞いております。ある意味では、共同で性教育を実施するということは、お互いを知るということで非常に意味が深いのかなと思っております。指導室には、現在の状況についてまだ確認できておりませんが、今後要請もしていきたいと思っております。

委 員:もう一つ、資料3にある「ママとパパの愛情アップ講座」ですが、これはママとパパが セットで参加することが要件なのでしょうか。もしくはシングルマザーとか、そういっ た方も参加可能なのでしょうか。

事務局1:この講座は、ママとパパと赤ちゃんの3人でお越しいただき、お父さんと赤ちゃんで遊びの練習をしてもらい、その間にお母さんたちに骨盤体操などの健康管理のための講座を行うというものです。

委 員:産後うつ予防と骨盤体操はシングルマザーに対しては特に実施していないということで すか。

事務局1:そうですね。シングルには、まだないです。

- 会 長:そういった講座の開催方法については、前回、前々回もすごく議論なさって、何というのでしょう、核家族万歳と言っているようにも受け取れる、そのようなご意見が出ていたと思います。先ほどおっしゃった多様性ということがキーワードだとするならば、シングルファーザーもいるわけですよね。その辺りは5次計画で一つ転換点を設けてもいいかもしれません。性教育は、教育委員会の管轄なのですね。そうすると、人権推進課と教育委員会で、今後どのように進めていくべきだとお考えですか。
- 事務局1:教育項目についての意見のやりとりは、教員向けの研修は必ず、年間3回のうちの1回は私どもの関与でやっているところです。その中でジェンダー議案ですとか、LGBTということを毎年行っておりまして、今年は特にLGBTをテーマにするのですが、そんなタイミングでのトピックものに合わせた講座などをやっているところです。ただ、性教育の問題に関しては、特に教育現場はまだまだ保守的でして、学校の先生が教えづらいというか、なかなか難しいのかなというところがあります。人権担当が指導室の担当の方とお話をしたところ、指導室レベルでは理解はいただけるのですが、それを学校現場に落とすときに、すごく抵抗が強いと聞いております。その辺りのところを徐々に打破しながらやっていきたいと思っておりますが、特にその傾向として、デートDVの講座を例に挙げますと、中学校にも3年間働きかけをしているのですが、どこもなかなか手が挙がらないという状況です。これは指導室長さんにも協力を願ってお声掛けしていただいているところですが、なかなかハードルは高いという状況です。

戒能会長:わかりました。はい、どうぞ。

- 委 員:学校での出前講座は一定の定着はしているのだとは思いますが、生徒さん自身が、これがデートDVだと自己認識したときに、駆け込む場所や問い合わせをする場所があるのかということを伺いたいと思います。
- そしてもう1点ですが、先ほどJKビジネスのお話をされていましたが、「デートDV」という名称や、「ハッピーな恋にする」というサブタイトルについて、そもそもそれを恋愛関係と呼んでいいのか、それがハッピーか否かのポイントになるのかということが少し気になります。昨今の性被害等の状況を考えてみますと、少し表現を工夫してもいいのかなと思いました。
- 事務局1:ご指摘ありがとうございます。デートDV防止講座では「デートDVって何だろう」というパンフレットを男女問わずお配りし、意識づけと相談先の案内を行っています。生徒の方からご相談があったかどうかというのは、ちょっと私も把握しておりませんが、いろいろな相談先があるということを知ることだけでもかなり心強いと思いますので、それはまた周知に努めてまいりたいと思っております。

また、先ほどの性被害の観点から見ますと、ここ1、2年でもかなり見方というか、次元の認識の具合が変わってきておりますので、その辺りはアンテナを鋭敏にしながら時代に合わせていきたいなと思っています。

- 会 長:ありがとうございます。教員といっても保健体育の先生、養護教諭や保健主任などの、キーパーソンになり得る人は、生徒さんたちと非常に近いところにいると思いますし、そういった相手であれば、生徒さんたちも話しやすいと思います。中学校での講座実施はすごく壁が高いということはよくわかりますが、どこか1校を突破口としてほしいです。あと、家庭内でDVがあって、生徒さん自身も暴力を受けている、しかしそれがDVだと認識できていないというケースもあると思いますので、出前講座の際に講座講師などとご相談になることも可能かと思いますので、ぜひ突破口を一つ広げていただければと思います。
- 事務局1:若年層の教育は本当に重点課題だと思っておりますので、これは引き続き取り組んでいくつもりです。そこのところの見聞が広がると本当に変わって参ると思います。
- 会 長:学校に対しては国が動き出したことをおっしゃると効果的かもしれません。アダルトビデオは小さなお子さんはあまり関係ないかもしれませんが、JKビジネスは、東京都で条例をつくりました。寝た子を起こさないでと言ったって、とっくに起きて、そのまま放置されているわけですから。ぜひ頑張っていただければと思います。ほかにご意見はございませんか。
- 委 員:15番「高齢者施設の整備支援」のところですが、認知症高齢者グループホームは、実際にはもっと必要だろうし、要望があると思います。そこをどうやってすくい上げているのか伺いたいと思います。
- 事務局1:私は福祉の部署にいたことがないのでお答えしづらいのですが、かなり需要があっても、 供給がついてこないというのが現実だと思います。民間事業者を助成して、必要なホーム等を充実させるという形は必要かなと思っております。
- 事務局2: 高齢者の関係については、今、第6期介護保険事業計画で進めております。この介護保 険事業計画は3年ごとに改定を行い、新たな計画を立てる際には必ず需要調査も含めて、 どの程度のサービスが必要かという調査を行います。そして今度は第7期ですが、直近 の需要の数は、ある程度区としては把握できているということになります。

もう1点は、実際にサービスがどの程度利用されているのかということですが、利用規模と実際の利用にギャップがあったり、あとは施設を多くつくると介護保険料がどうしても高くなりますので、それとの兼ね合いというものもあります。そうした需要を加味した計画に基づいて施設を整備していくという手法をとっています。

昨今、区でもグループホームをかなりつくっていますが、お入りになる方が、ちょっと 少ないというと語弊がありますが、いわゆる特別擁護老人ホームは、葛飾区は23区で もトップレベルの整備率を誇っているのですが、特養ができるとグループホームの入居 者が少なくなるという傾向もあり、非常にその辺りの兼ね合いが難しい。あとは費用の 問題です。特養のほうが、人によってはサービス費用が安く済むという方もいらっしゃ います。さまざまな理由はありますが、それら需要に対しては今お話をしたような形で、 3年ごとに調査をし、それに基づき計画を立てているので、ほぼ需要を満たすだけの数は、この3年間で整備をしていくことになっています。3年というのは本当にすぐ来るのですね。一度計画をつくって1年経つと、もう次の年は改定の準備ということになりますので、常に最新の需要を反映する形での計画を立てることになっています。

- 会 長:いかがですか。よろしいですか。まだご発言なさっていらっしゃらない方で、もしおい ででしたら。
- 委 員:いくつか質問をさせてください。24ページの71番「行政の発行する印刷物等への男 女平等の視点からの点検」について、これは結構難しいと思うのですが、具体的にどう いった視点を持って取り組んでいるのか、何か事例があれば教えてください。
- 事務局1: 机上配布資料の中に「男女共同参画社会を目指して」という記事がありますが、うちから出す記事ではイラストで女性ばかりがエプロンをしていたりですとか、そういった絵に関する注意をしたりですとか、各課から出てきた映像に関して、そういった指摘をしてあげたりしています。ただ、全ての課からうちに問い合わせがくるわけではないので、来たものに関しては、そういったアドバイスをしております。
- 委 員:ありがとうございます。広報物に関連して、33ページの98番「男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信」のところでも、広報や印刷物のことに触れていますが、その中で「個別に創意工夫を凝らしたチラシを作成した」という少し自画自賛的なコメントがありました。男女平等の視点を持ってチェックしていただくのはいいのですが、区の場合、無難な表現になってしまうことが実際多いと思うのです。個別に創意工夫を凝らしたものを、私は区の広報物であまり見たことがありません。人を引き付けるために、いかにそこから一歩進むのかというところが課題だと思いました。もう一つは、34ページの102番「数値目標の設定による進捗管理」ですが、事業内容と実施内容が合致していないように思います。数値目標の設定で、内容はDV関連の資料をつくったということなのですが、これはどういった関連があるのでしょうか。
- 会 長:進捗管理というテーマですよね。
- 事務局1:4次計画の中に課題ごとの数値目標管理というものがございまして、その中の28年度の目標値の部分で、あらゆる暴力の根絶の部分での印刷物の種類を5種類以上つくるということがあったので、結果は7種類できたということです。あと、審議会等の女性委員の割合は、その結果と目標について記載させていただきました。
- 会 長:ただ、「つくりました」ではなく、その後どのように活用されたかが大事です。効果測 定は難しいと思いますが、実はそこまで求められていますよね。

- 事務局1:効果測定は難しいところですが、DVに関しては、5年前につくったものに関して、も う既に改定をしておりまして、そういう意味では種類は増えていて、逆に時代に合わせ た形に変更しています。
- 会 長:広報についてはSNSなど、媒体が変わってきていますので、それが大きな問題です。 DVの場合は必ずしもすべての情報は掲載できないけれど、それ以外のテーマの啓発で あれば、SNSは活用できるのではないかなと思います。
- 事務局1:SNSは本当に各課でつくったデータがそのまま出てしまうので、なかなかうちの目も 入りにくい部分はあるのですが、それは広報課のほうなどで何かしらのフィルターをか けるときに、ちょっと注意してくれという指導はしたり、また、うちのほうのホームペ ージのDV情報の掲載は、常に更新をしています。
- 会 長:ほかにご意見のある方。はい、どうぞ。
- 委 員:まず質問が何点かございまして、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。 5ページの14番「介護サービスの適切な提供の推進」で「介護のしごと大発見」という事業についてです。こちらは区内の35の事業者による合同説明会であったとのことですが、説明会の来場者数の実績を教えてください。もう1点は、9ページの26番「女性のためのしごと相談」に記載のある「パートで働くときの知恵袋」です。これはほかの機関との共同事業、たしか東京都産業労働局だったと思いますが、葛飾区の方がどれぐらいいらっしゃったのかを知りたいです。働きたいと思った方が、実際どのように葛飾区内で就業につながっているか、就業意欲があるのかということを知りたいと思いました。
- 事務局1:「介護のしごと大発見」の来場者数については、今回は報告をいただいていませんで、 わかりません。申し訳ございませんでした。「パートで働くときの知恵袋」ですが、具 体的な数字は失念してしまっておりますが、おおむね6割ぐらいは葛飾区内というのは 聞いた記憶がございます。
- 会 長:よろしゅうございますか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。
- 委員: 先ほどの待機児童の件なのですが、今は一生懸命、待機児童ゼロになるように頑張っていただきたいと思うのですが、ただ、今現在、年間の出生人数が100万人を切っていますよね。その傾向がもっと著しく進みますと、せっかくつくっていただいたこういった施設は、すぐにあまってきてしまうのではないかと心配しているのですが、将来のことをどのように考えていらっしゃいますか。
- 事務局2:私がお答えをしていいのかどうかわかりませんが、長いこと子育て関係の仕事もしていましたので、私の考えも含めてですがお答えさせていただきます。極端に言いますと、

保育施設は出生の数だけあってもいいと私自身は思っています。つまり社会的な形で子育でをするということであれば、生まれてきた子が希望すれば誰でも入れる施設が必要だということになり、出生数、単純に言うと一年齢3,600人が入ることになります。今ゼロ歳の、いわゆる保育所に入所されている方が、たしか3割を超えています。ゼロから2歳までで、おおむね40を超えているような状況です。ですから、ゼロから2歳までの子は、半数近くの子が施設に頼っている。3歳からいくと、ほぼ100%が保育園または幼稚園に通っているという状況です。それを考えると、今まだまだ足りないというのは確かな状況です。今後、区としては、これから先、最低でも毎年500ぐらいはつくるという計画がありますが、単純に申し上げて、私が子育でをやるときには、これぐらいのペースでつくっていても少なくとも10年は決して空くということはないだろうと思っています。

では、その後10年をどうするのだという点ですが、今申し上げたように、両親あるいは、シングルマザーや、働いていて子育でがご自身ではなかなか難しいという方が保育園へ預けるわけですが、そういった要件さえなくなれば、誰でもどうぞということになります。要するに幼稚園と同じです。もちろんそこで、しつけなり勉強なりを、ゼロ歳、1歳からでもやりますということになれば、どなたでも利用できるという施設に多分変わっていくのだろうと思います。今はまさに子育て支援施設ということで、就労のため子育でが家庭でできない方の施設という性格が強いですが、幼稚園のように保育園も変わってくる。逆に今、幼稚園は認定こども園という形で、保育も教育も行うという施設形態になってきていますし、今度は保育園もだんだんそういうふうになっていくのだろうと私自身は思っていまして、多分国なりの考え方もそれに近いものがあるだろうと思います。まして教育、保育の無償化という話も出ていることからすると、少なくともこれだけたくさんつくってあまってしまうという心配はないという気がいたします。区もそういう心配は、ある意味ではしていなくて、まずは待機児童を解消するということです。

もう一つ現実問題として、今、待機児童が72、去年が111、その前が252という数で、半減、半減ぐらいで減っているのですが、これが年度が進行していきますと、200、300と増えるのです。いわゆる保育園に入れない方です。つまり、このペースでつくっても、年間を通して待機児童がいなくなるという状況にはまだまだない状況です。今は年度当初は少なくともゼロにしようということですが、区としては年度を通していつでも入れるような状況をつくろうということで、保育所の増設といいますか、受け入れ数を増やしていますので、もうしばらく大丈夫だと思います。現実に、年度後半になれば400、500という待機児がいるのです。すぐ預けられれば預けたいという方がそれだけの数がいるという現実もありますので、しばらく心配はしなくていいかなという気がいたしております。

委員: ありがとうございます。風の子保育園の園長の長澤と申します。今言っていただいたとおりで、この前法人の勉強会で今後の経営について勉強したときに、10年ほどの区の長期計画をベースに、今後どうしようかという話をしたときに、どんどん減って困ってしまうと思っていたのですが、減らないのですね。葛飾区の場合、推移としては減らな

い。低い判定でずっとそのまま行くのですね。

実は、29年度は葛飾区はさらに努力をいたしまして、待機になってしまったお子さん、つまり不承諾になってしまった1歳児を受け入れるという施策をスタートして、うちの保育園も3名枠をいただきました。一時保育の中でそれをやっておりましたので、4月から一時保育が激減しました。というのは、実は一時保育は家庭で子育てをする方たちの支援ですよね。実はその方たちの半分以上は、保育園に入れないパートの方だったのですね。そういったわけで、その方たちが激減したわけです。そして本来の、病院に行きたいですとか、リフレッシュしたいという目的に使えるかなと思ったのですが、また復帰するというときに、いないというところで待機の、「仕事をしているのですが預けられますか」というお問い合わせも出てきているので、おっしゃるとおり、年を越えると、どんどん待機児童はイタチごっこになります。葛飾区は低値安定で子どもはずっといるのだというところでは、保育園は建てても大丈夫ですし、あと認定こども園法というものができましたので、私たちもそれについて今後どうしようかということで勉強しますし、保育園が幼稚園の機能もあわせ、幼稚園は保育園の機能もあわせるというところで共存していく道をこれから探すと思っております。

ついでに関連で、1つよろしいでしょうか。先ほどの性教育のところで、私は一般の者として感じるのは、先生たちの頭が固いというのは私も痛いところですが、その背後には保護者がいるということなのだと思います。子どもが帰ってきて、こんなことを聞いたんだよと言われると、親が動揺してしまうのですね。そういったことを考えると、イタチごっこではありますが、もっとそのことに対して行政が宣伝をしていくことが、先生たちが踏み切れるバックベースになるのかなと、聞いていて思いました。

会 長: ありがとうございました。そろそろ終わりに時間が近づいて参りましたので、どうして もご発言なさりたい方はいらっしゃいますか。 — おいでになりませんね。

(4) その他

事務局1:その他のご報告でございます。現在、男女平等推進センターで作成を進めております5次計画の内容でございますが、啓発物としての男性向けのワーク・ライフ・バランス啓発冊子について、簡単にですが、途中経過のご報告をさせていただきます。

冊子は、まだまだラフ案で、本日はご覧いただくことはできないのですが、冊子の内容というのは、家庭参画という切り口から、男性のワーク・ライフ・バランスを推進することを目的に作成するものです。現在、公募区民の方にプロジェクトチーム委員として会議にご参加いただいておりまして、第1回会議を開催いたしました。冊子の完成につきましては、11月ごろを予定しているところでございます。第2回の男女平等推進審議会開催時には、お手元にお配りできるかと思いますので、その際に再度ご報告をさせていただく予定でございます。国のほうでも「おとう飯キャンペーン」というものをキャンペーンとしてやっているのですが、ネット上はプチ炎上をしているという情報も聞いておりますが、極力そういうことにならないように気をつけながら、母子手帳の男性版、父子手帳というものではなく、家事参画に関するもうちょっとラフな形の冊子にで

きればと思っているところです。

その第2回目の審議会の開催日は、来年の1月か2月ごろの予定です。日程の詳細が決まりましたら、開催通知でご連絡をさせていただきたいと思っております。本年度は、 急なご用がなければ、年度内2回の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいた します。

- 会 長: ありがとうございました。男性向けワーク・ライフ・バランス啓発冊子について、何か ご質問やご確認は、ございますか。公募区民はたくさん応募があったのですか。
- 事務局1:公募区民の方は男性の方4名です。30代前半、30代後半もお一人です。40代がお一人、50代がお一人ということで、世代的にはばらけた形になりました。
- 会 長:完成を楽しみにしたいと思います。議題は皆様のご協力で無事ご審議いただきましたが、 何かございますか。はい、どうぞ。
- 委 員:情報提供なのですが、皆様、6月12日号の「アエラ」はご覧になられましたでしょうか。実は事務局と相談したときに、著作権の関係があって本日お配りすることができなかったのですが、「アエラ」のほうで、いろいろな自治体にLGBTやその他の事項について調査したものが出ていまして、例えば同性婚について賛成しているかですとか、同性パートナーシップ制度を導入するつもりはあるかですとか、そのほかもろもろの項目の中に「公営住宅への同棲カップルの入居は」というものがあって、そこで「必要はない」と回答した自治体の中に、きっぱり「葛飾区」というのが出ておりまして、この辺りは多分メディアの取材の仕方に乗せられてしまった部分もあるかとは思うのですが、それぞれの自治体が考えていることもわかるので、もし図書館などでご覧になることがありましたら、ぜひご一読いただければと思います。情報提供でした。
- 会 長:ありがとうございます。それについて事務局から何かございますか。
- 事務局1: 葛飾区側の回答をつくった側として発言させていただければと思います。「アエラ」さんのアンケートについては、まず首長、いわゆる区長の個人的考え方はどうなのかみたいな中で、それぞれイエスかノーかみたいな、踏み絵を踏ませるような設問が多かったものですから、ちょっと広報課長や区長と相談した中では、うちの言いたいことは、その他欄ということで十分書いていこうと。男女計画を明確に言って、啓発をしっかりしながら理解を深めていくんだよということも書いているんですが、その他欄ですから、一切こういうのは記事にならないということにもなっています。ただ、うちのほうで明確にしたのは、性同一性障害、トランスジェンダーなどの人たちに対する学校や職場での配慮が必要かということに関しては、必要だと明確に書いているのですが、これは載せてくれていない。そういう記事の中身がありますので、ちょっとその辺りも読み込んでいただきたいと思っております。行政担当者側のほうでも、計画に入れたとか、そういうこともきちんと書いているのですが、それらは一切無視されてしまっているので、

いろいろとあるのだと思いました。

ちなみに参考でございますが、LGBTにかかわる部分では、パートナーシップ宣誓制度は、6月1日から札幌市が政令市で初めて開始したわけですが、川崎市や横浜市のように、実際にそういうことをしなくても支援を充実するという自治体も数多くなっておりますので、私どももその中の一つかと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長:表紙の売りにしているわけですから、そういう書き方にはなるのかなと思います。多分 これからLGBTに関しては、そんなアンケートや動きがあるかもしれませんね。

事務局1:ちなみに葛飾区では、LGBTに関する講演を12月の人権週間記念講演会で行う予定です。よろしくお願いいたします。

会 長:ありがとうございました。

委員:今、札幌市のことをおっしゃっていたので補足なのですが、札幌市は初めて、同性でも 異性でもパートナーシップ証明を出すことを決定したそうで、日本初だと思います。と ても良い事例ですし、事実婚代表としても、そう思います。

会 長: 法律婚の中には、残念ながら入らないがということですよね。自治体として可能な限り 追求したということですよね。あれは研究者の人が、台湾を研究している人なのですが、 大変尽力されていました。法律学の研究者ですね。

3 開 会

会 長:これで審議は終わりにしたいと思います。閉会でございます。ありがとうございました。